

議 案 名	富士見市下水道条例及び富士見市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
制 定 趣 旨	<p>災害その他非常の場合において、排水設備等及び給水装置工事を円滑に実施するため、富士見市下水道条例及び富士見市水道事業給水条例の一部を改正するものです。</p>
制 定 内 容	<p>1 第1条関係 富士見市下水道条例の一部改正 第10条第1項に次のただし書を加えるものです。 ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の公共下水道管理者（法第4条第1項に規定する公共下水道管理者をいう。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 第2条関係 富士見市水道事業給水条例の一部改正 (1) 第7条第1項に次のただし書を加えるものです。 ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の水道事業者（法第3条第5項に規定する水道事業者をいう。以下この項において同じ。）又は他の水道事業者が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。 (2) 第7条第2項中「指定給水装置工事事業者」の次に「(同項ただし書の規定により他の水道事業者が指定をした者を含む。第8条第2項及び第34条第2項において同じ。)」を加えるものです。</p>
施 行 日	公布の日

(第1条関係) 富士見市下水道条例(昭和56年条例第36号) 新旧対照表

新	旧
<p>(排水設備等の工事の実施)</p> <p>第10条 排水設備等の工事(規則で定める軽微な工事を除く。)は、市長が排水設備等の工事に関し、技能を有する者として指定した者(以下「下水道指定工事店」という。)の監理の下においてでなければ施工してはならない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の公共下水道管理者(法第4条第1項に規定する公共下水道管理者をいう。)の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(排水設備等の工事の実施)</p> <p>第10条 排水設備等の工事(規則で定める軽微な工事を除く。)は、市長が排水設備等の工事に関し、技能を有する者として指定した者(以下「下水道指定工事店」という。)の監理の下においてでなければ施工してはならない。 _____ _____ _____</p> <p>2 (略)</p>

(第2条関係) 富士見市水道事業給水条例(昭和62年条例第8号) 新旧対照表

新	旧
<p>(工事の施行)</p> <p>第7条 給水装置工事は、市長又は市長が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の水道事業者(法第3条第5項に規定する水道事業者をいう。以下この項において同じ。)又は他の水道事業者が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 前項の規定により指定給水装置工事事業者<u>(同項ただし書の規定により他の水道事業者が指定をした者を含む。第8条第2項及び第34条第2項において同じ。)</u>が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ市長の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事しゅん工後に市長の工事検査を受けなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(工事の施行)</p> <p>第7条 給水装置工事は、市長又は市長が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。 _</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>2 前項の規定により指定給水装置工事事業者 _____</p> <p>_____が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ市長の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事しゅん工後に市長の工事検査を受けなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p>